

第2章 『次の内閣』の活動

14 環境・エネルギー

環境・エネルギー分野では、今後のエネルギー政策、省エネルギー・再生可能エネルギー拡大策、地球温暖化対策、動物愛護等の課題に積極的に取り組み、政策の取りまとめ、議員立法の提出等を行った。

省エネ・再エネの最前線を視察

エネルギー環境調査会では、省エネ・再エネ最先端地域を視察し、意見交換を行った。2016年11月16日に再生可能エネルギーで地域循環経済を目指す神奈川県小田原市、11月28日に千葉県匝瑳市飯塚地区のソーラーシェアリング、2017年2月2日にバイオマスの先進地域である岡山県真庭市、3月3日に千葉県浦安市のゼロエネルギーハウス(ZEH)を視察し、関係者と意見交換を行った。

これらの視察は地元の資源を活かしたエネルギーの地産地消・地域循環型経済の構築に向け、必要な政策・課題等を整理する貴重な機会となった。意見交換の結果を踏まえ、再生可能エネルギー自治体・住民参加法案、ソーラーシェアリング促進法案、建築物省エネ法改正案(すべて仮称)等の検討を進めている。

民進党エネルギー政策当面の課題取りまとめ

東京電力福島第一原発事故以降、日本の一次エネルギー消費、発電電力量は減少を続け、民主党政権が2012年に策定した「革新的エネルギー・環境戦略」の2030年目標は、2015年時点ではほぼ達成している。そのため、目標やエネルギーミックス等の見直しが必要となった。

2017年2月から精力的に議論を行い、3月7日、

①2012年の「革新的エネルギー環境戦略」以降の情勢変化を踏まえたものとする、②徹底した省エネ・再エネの最大限導入を最優先する、③省エネ目標は上積みし再エネ目標は維持する、④グリーン成長を成長戦略・景気対策の柱とする、⑤LNG火力を当面の基幹電源とする、⑥グリーンエネルギー革命の加速に伴い原発依存からの脱却が前倒しで実現可能となるよう来る総選挙に向けて検討を進める、⑦検討の際には国民生活・経済活動に与える影響等を十分に考慮する、⑧これらの検討結果を踏まえ、原発ゼロ目標を実現するための基本的施策を示す「原発ゼロ基本法案(仮称)」を国会に提出することを内容とした、「民進党のエネルギー政策(当面の論点メモ)」を取りまとめた。これを受け、①再処理・最終処分など、②化石燃料(エネルギー安全保障)・電力料金、③省エネ・再エネ(ロードマップ)、④立地地域・自治体振興、関連産業支援について、関係団体や有識者からの集中ヒアリングを行い、検討を進めている。

省エネ・再エネ拡大9法案の検討

省エネ・再エネロードマップ作成に当たり、エネルギー環境調査会に省エネ・再エネチームが設置された。省エネ・再エネをさらに進めるため、民進党が2016年の190回通常国会に提出した「分散型エネルギー社会推進4法案」に加えて、「分散型エネルギー社会実現のための省エネ・再エネ拡大9法案」(①再生可能エネルギー自治体・住民参加法案、②ソーラーシェアリング促進法案、③田園からの産業革命法案、④建築物省エネ法改正案、⑤河川エネルギー利用促進

法案、⑥温泉エネルギー利用促進法案、⑦地中熱利用促進法案、⑧中小企業等の省エネ支援法案、⑨使用済太陽光発電設備の適正処理・再資源化促進法案（すべて仮称）を検討すべきとの結論に至り、2017年5月30日の『次の内閣』で法案登録が了承された。次期国会に提出すべく鋭意検討を進めていく。

動物愛護法改正に向けた取り組み

「動物の愛護及び管理に関する法律」は1973年に制定され、直近では2012年に改正された。その際、目的に「人と動物の共生」を明記し、動物取扱業の規制強化、罰則の強化等を行ったが、幼齢の犬猫を親から引き離す時期、マイクロチップ義務化等の課題が残された。

2018年が改正時期に当たることから、2016年12月13日に環境・原子力部門に動物愛護管理法改正ワーキングチームを設置し、検討に着手した。同WTでは、前回法改正後の論点・課題について整理した上、環境省、関係団体等からヒアリングを行った。特に、犬猫以外の動物取扱業の実態や実験動物の飼養保管、畜産動物におけるアニマルウェルフェアについては、専門家から詳細な実態報告がなされた。今後は、一連のヒアリングを踏まえ、次回改正の論点を整理し、改正案について検討を進めていく。

種の保存法改正案への対応

2013年の183回通常国会において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案」（種の保存法改正案）が提出され、その際に、①2020年までの300種

新規指定、②常設の科学委員会創設、③指定提案制度の法定、④個体識別設置の検討等を内容とする附帯決議が付された。

その附帯決議の内容を踏まえ、種の保存をより一層図るため、①特定第二種国内希少野生動植物種の創設、②国内希少野生動植物種指定の提案制度創設、③科学委員会の法定化、④登録票の有効期限の創設、⑤個体識別措置の導入、⑥罰則強化、を行う改正案が193回通常国会に提出された。内容は概ね妥当であったが、法第3条の財産権の尊重規定が本法の効力を弱めてきたため、民進党はこれを削除する修正案を提出した。修正案は否決されたが、①2030年度までに700種の国内希少野生動植物種の指定を目指すこと、②海洋生物について積極的に指定対象とすること、③地方自治体への財政上・税制上の支援等の附帯決議が受け入れられたことから民進党は賛成し、同法案は成立した。

地球温暖化対策・原発再稼働

現在、国内での石炭火力発電所の新設計画が2000万kw以上あり、運転されれば2030年の温室効果ガス削減目標達成は困難となる。石炭関係への投資撤退（ダイベストメント）の国際動向について関係者と意見交換を行うなど、石炭火力発電の在り方について検討を進めた。

193回通常国会において民進党は、東京電力福島第二原発廃炉を強力に推進するため、議員立法「特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に係る法律の特例に関する法律案」を2017年3月9日に衆議院に提出したが廃案となった（詳細 p.44）。